

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成21年1月30日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ紫波 紫波郡紫波町日詰字丸盛177番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社
- 3 提出された意見書の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき基本的な事項

当初の出店計画を遵守して適正な店舗運営をすること。また、開店後に生活環境に関する問題が生じたときは、誠実に対応策を講ずるとともに、対応すべき窓口・連絡先を明確にし、周知してほしい。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場は基準を超える210台分を確保しているが、多くの集客が見込まれ、交通渋滞のおそれがある場合は、臨時駐車場の確保や誘導員の配置などにより、適切な交通整理を望む。

国道4号線から町道の東裏中新田線を西進し、信号を越えてから右折して駐車場へ進入しようとする、交差点に近く、かつ、坂道でもあり危険である。公道のため、進入禁止とはできないようであるが、関係機関と連携の上、円滑な交通確保のため対応策を講じてほしい。

(3) 歩行者の通行の利便の確保等

日詰小学校が近くにあり、児童の通学路になっている道路が来店客等の進入路等となっているので、誘導員を置くなど交通安全には十分配慮してほしい。

(4) 防犯・防災対策への協力

青少年の非行防止、防犯に十分配慮してほしい。

(5) 街並みづくり等への配慮等

屋外広告物、電飾、夜間照明等は、地区の景観を阻害することのないよう位置、規模、色彩、意匠などについて周辺の街並みに調和するようしてほしい。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。